9/24 福

訪問介護220カ所 休廃止

社協運営 5年間で13%減

社会福祉法に基づき全市区町村にある社会福祉協議会（社協）で、運営する訪問介護事業所が過去5年間に少なくとも約220カ所、廃止や休止されたことが2日、共同通信の全国調査で分かった。5年間で約13%減り、現在は約1300カ所。都市部で一般の民間事業者との競合を理由に撤退するケースもあるが、多くはヘルパーの高齢化や人手不足、事業の収支悪化などが響いている。

公的な性格を持つ社協が事業をやめると、採算面などで民間が受けたがらない利用者にサービスが行き届かなくなる恐れがある。政府は「住み慣れた地域で最期まで暮らせるように」という理念を掲げるが、厳しい現実が浮き彫りとなった。

調査は、都道府県が所有する介護保険の事業所データから社協の訪問介護を抽出。2018年と23年（一部は期間が異なる）を比較し、23年データに載っていない事業所について各社協に廃止や休止かどうか尋ねた。

社協の訪問介護は23年現在、全国に1302カ所（休止中は除く）。5年間に44都道府県で218カ所が廃止（統廃合を含む）や休止となっていた。富山、香川、佐賀の3県では休廃止はなかった。

新設分を差し引いた減少数は203カ所（13・5%）。減少率が最も高いのは鳥取県で、53・3%。大分県が38・5%、千葉県が30・4%などと続いた。福井県は5・9%。

民間を含めた訪問介護事業所は全国的には近年、微増している。首都圏などでのニーズの高まりが要因だが、地方では訪問先への移動距離が長く、事業の効率化が難しいといった事情がある。社協では人口減に伴う利用者の減少や、高齢化したヘルパーの退職なども重なり、訪問介護は赤字というケースも多い。

今後も同じ傾向が続くと、各自治体の中心部から離れた地域に住んでいたり、支援が難しかったりする高齢者が自宅で生活を続けられない例が増える可能性がある。

社協の訪問介護事業所の減少率が高い10県

		減少率(%)	減少数
1	鳥取	53.3	8
2	大分	38.5	10
3	千葉	30.4	7
4	茨城	28.6	10
5	栃木	27.8	5
6	宮城	25.0	8
7	神奈川	25.0	5
8	滋賀	24.0	6
9	長崎	23.3	10
10	群馬	22.6	7

※2018～23年の休廃止による変化。群馬は18～22年、神奈川は18～23年

社会福祉協議会（社協） 社会福祉法に基づき、全ての都道府県と市区町村に置かれている非営利の民間組織。介護や障害福祉サービスのほか、子育て支援、福祉人材の育成、共同募金運動への協力といった事業を実施している。災害時のボランティアセンター開設、生活困窮者らへの貸金貸し付けも担う。住民や企業から集めた会費、自治体からの事業委託費や補助金などで運営している。自治体から職員が出向したり、退職後に再就職したりするなど行政との結び付きが強い。